【65歳以上のお客さま】 キャッシュカードによるATMでの振込機能の利用制限について

平素は、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、茨城県警と連携し、全国的に多発している特殊詐欺を防止する対策として、キャッシュカードによるATMでの振込機能を下記のとおり制限させていただきます。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1. 利用制限の対象となるお客さま 過去1年間、キャッシュカードを使用したATMでの振込取引をされていない、 65歳以上のお客さま。
- 対応開始時期 令和5年9月1日(金)より
- 3. 利用制限させていただく内容

キャッシュカードを利用したATMでの振込(以下、「ATM振込」といいます。)を制限させていただきます。

なお、制限後にATM振込を利用される際は、平日の営業時間内に「本人確認書類(個人番号カード等)」および「お届けのご印鑑」、「キャッシュカード」をご持参のうえ、取引店窓口までお申し出ください。

4. 利用制限のタイミング

A T M振込を最後に行った日が属する月の、1年後の翌月20日(休日の場合は 翌営業日)

例) ATM振込の最終お取引日が「<u>令和5年</u>10月15日」の場合、<u>令和6年</u>10月31日で利用制限 の対象口座に認定され、令和6年11月20日に利用制限がかかります。

なお、令和6年11月1日~19日の間にATM振込を行っても、20日以降は利用制限がかかりますので、ご留意ください。

本件について、ご不明なことは窓口までお問い合わせください。

以上

